ザグザグ三木店（№1539）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年10月26日　香川県知事　池田　豊人

１　届出の概要

<table>
<tr><td>届出者の氏名又は名称及び住所</td><td>名　称　ＤＣＭ株式会社
住　所　東京都品川区南大井六丁目22番７号</td></tr>
<tr><td>大規模小売店舗の名称及び所在地</td><td>名　称　ザグザグ三木店
所在地　木田郡三木町大字鹿伏字中所367番１　外</td></tr>
<tr><td>変更した事項</td><td>（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
【変更前】
<table>
<tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>ＤＣＭ株式会社</td><td>東京都品川区南大井六丁目22番7号</td><td>石黒　靖規</td><td></td></tr>
</table>
【変更後】
<table>
<tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>ＤＣＭ株式会社</td><td>東京都品川区南大井六丁目22番7号</td><td>神谷　浩邦</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>変更の年月日</td><td>令和８年３月１日</td></tr>
<tr><td>変更する理由</td><td>設置者の代表者変更のため</td></tr>
</table>

２　届出年月日　　令和８年10月16日

３　届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所：　香川県商工労働部経営支援課　及び　三木町地域活性課

縦覧期間：　令和８年10月26日から令和９年２月26日まで

４　意見書の提出

法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和９年２月26日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三木町地域活性課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

ウ　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ　意見の内容

提出先

〒760-8570　高松市番町四丁目１番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ